

農福連携環境整備支援モデル事業実施要領

制定	平成30年8月	9日農構第59-1号
改正	平成31年3月28日農構第59-2号	
改正	令和2年4月	1日農構第59-1号
改正	令和7年3月28日農構第59-3号	
改正	令和8年3月31日農構第59-1号	

第1 趣旨

農福連携は、障害者等にとって賃金向上や生きがいにつながり、農業者にとっては作業委託や雇用による労働力の確保につながるなど、双方にとってメリットがある。また、農業は多様な人材を受け入れられる産業であり、障害者等の活躍が地域農業の発展・振興につながることで期待されている。

そこで、農業現場において障害者等が働きやすい受入環境づくりを進め、農福連携の着実な拡大及び定着を図ることを目的に、「農福連携環境整備支援モデル事業」（以下「事業」という。）を実施するものとする。

第2 用語の定義

1 認定農業者

「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）」第12条第1項等の規定により、市町村長等から農業経営改善計画が適当であると認定を受けた者。

2 認定新規就農者

「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）」第14条の4の規定により、市町村長から青年等就農計画の認定を受けた者。

3 農業者の組織する団体等

次のいずれかに該当する団体。

(1) 農業協同組合

(2) 農事組合法人

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人であって、県へ届出がされているもの。

(3) 集落営農組織

(4) 農地所有適格法人

農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人であって、農地法第6条に基づき市町村農業委員会へ報告されているもの。

(5) 次に掲げる要件の全てを満たしている団体

- ア 代表者の定めがあること。
- イ 組織及び運営に関する規約等が定められていること。
- ウ 組織を構成する農家戸数が3戸以上であること。

4 耐用年数

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）別表に定める年数。ただし、これによりがたい場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数とする。

5 スマート農業技術

次の（1）から（3）までに適合した技術のことをいう。

- (1) 農業機械、農業用ソフトウェア、農業用の器具並びに農業用設備又は農業用施設を構成する装置、建物及びその附属設備並びに構築物に組み込まれて活用されるものであること。
- (2) 情報通信技術（電磁的記録として記録された情報を活用する場合に用いられるものに限る。）を用いた技術であること。
- (3) 農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業の経営管理の合理化を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するものであること。

第3 事業の内容

1 事業内容

この事業は、以下のメニューで構成され、メニューごとの事業実施主体、事業内容、補助率、補助金上限額は別記1に定めるとおりとする。

(1) 農福連携チャレンジ支援メニュー

農福連携に取り組む農業者等に対して、障害者等が農作業を行うために必要な環境整備にかかる経費及び初めて福祉事業所等に農作業を委託する場合の試用期間の委託費を助成する。

(2) 農福連携ステップアップ支援メニュー

すでに農福連携に取り組む認定農業者等に対して、農福連携の取組をさらに拡大させる

ために必要な施設又は機械の整備及びノウフク JAS 認証（日本農林規格 JAS0010）の取得にかかる費用を助成する。

2 補助対象経費

補助事業等に要する経費のうち、補助対象経費は、別記 1 に掲げるものとする。

3 目標年度

この事業の目標年度は、以下のとおりする。

(1) 農福連携チャレンジ支援

事業完了年度

(2) 農福連携ステップアップ支援

事業完了年度の翌々年度

第 4 事業の実施手続

1 実施計画書の作成等

(1) 事業実施主体は、別記 2 に基づき、事業実施計画書を作成し、様式第 1 号により農業事務所長等（県域団体が事業を実施する場合は、知事。それ以外の場合は、所長。以下同じ。）に提出するものとする。

(2) 所長は、(1) により提出のあった実施計画書を農業構造政策課長に提出するものとする。

2 予算の配分

(1) 農業構造政策課長は、別記 2 に基づき、1 により提出のあった事業計画に予算を配分し、その結果を通知するものとする。なお、農業構造政策課長は予算の配分にあたり、事業計画について事前に所長と成果目標協議を行うものとする。

(2) 3 により申請のあった事業計画が 1 により提出のあった実施計画書の内容と一致しない場合、農業構造政策課長は、(1) による予算の配分を取り消すことができるものとする。

3 事業実施計画の承認申請等

(1) 事業実施計画の承認申請

事業実施主体は、承認申請書(様式第 2 号)に群馬県暴力団排除条例に定める暴力団等を排除するための措置として誓約書(様式第 3 号) 及び不法就労対策に係る誓約書(様式第 4 号)を添付し、所長に提出してその承認を受けるものとする。

(2) 事業実施計画の承認要件

所長は、(1)により提出された事業実施計画の内容が適切であり、かつ事業実施計画

の達成が確実と見込まれる場合、その承認を行うものとする。

4 事業の着手

事業の着手は、規則第5条第1項の交付決定（以下「交付決定」という。）に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合には、群馬県農業経営総合対策事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の第5により、交付決定前に着手できるものとする。

5 事業実施計画の重要な変更

事業実施主体は、事業実施計画書の重要な変更を行う場合には、1及び2の規定に準じて、変更後の事業実施計画を作成するとともに、変更承認申請書(様式第5号)に変更後の事業実施計画書を添付し、所長に提出してその承認を受けるものとする。なお、重要な変更とは、以下の(1)から(9)のいずれかに該当する場合とする。

- (1) メニューの追加・取り止め
- (2) 別記2又は別記4により算出されるポイントの減少を伴う変更
- (3) 事業実施主体の変更
- (4) 実施地区の区域の変更
- (5) 受益経営体の変更
- (6) 機械・施設等の設置場所の変更（ハード事業の場合に限る。）
- (7) 受益経営体ごとの事業量、事業費の30%を超える変更（事業量については、ハード事業の場合に限る。）
- (8) 導入施設・機械等の規格・レイアウトの変更
- (9) その他農業構造政策課にて重要な変更であると判断される事項についての変更

第5 助成

1 所長等は、この要領に基づいて実施する事業に対し、第5の2により配分された予算の範囲内において助成するものとし、補助金の交付に関しては規則及び交付要綱によるものとする。

2 農福連携ステップアップ事業においては、1事業あたりの事業費が30万円未満のものは、補助対象としない。

3 補助率は、別記1に定めるとおりとする。

4 補助額は、別記1に定める上限を超えることができないものとする。

5 県からの補助金総額に千円未満の金額が生じた場合には、当該千円未満の金額を切り捨てるものとする。

6 交付申請において、内示額の一部を保留して申請を受ける場合は、交付申請書に「以内申請理由書」（任意様式）を添付することとする。

第6 事業の指導推進体制

所長等は、本事業の効果的かつ適正な推進を図るため、事業実施計画書等の作成及び事業の適正かつ効果的な実施について指導するものとする。

第7 事業実績報告

1 事業実績報告の作成等

交付要綱第10に規定する「事業ごとに定める実績報告書」は、様式第1号別添1とする。

2 実績報告書の提出期限

1の報告は、原則として事業完了後2か月以内又は事業実施年度の翌年度の4月20日までのいずれか早い日までに行うものとする。

第8 報告又は指導

所長等は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第9 達成状況報告

事業実施主体は、この事業により導入・整備した機械・施設について、事業実施年度から目標年度までの毎年度、達成状況報告書を作成し、当該年度の翌年度の4月末までに様式第6号により所長等に提出するものとする。目標年度に成果目標を達成できなかった場合、目標達成年度まで達成状況報告書の提出を継続するとともに、事後評価を実施するものとする。所長等は、提出された事業評価書の農業事務所意見欄に意見を記入し、目標達成に向け指導するものとする。なお、処分制限の対象とならないソフト事業については不要とする。

第10 管理運営

1 処分制限の対象となる施設等

規則第21条第2項に規定する「機械及び重要な器具で知事が指定するもの」及び同第3項に規定する「知事が補助金等の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めて定めるもの」は、本事業で整備する施設及び機械並びにそれらの付帯物（以下「処分制限の対象となる施設等」という。）とする。

2 処分制限期間

規則第21条ただし書に規定する「補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間」は、施設等の竣工から耐用年数を経過するまでとする。

3 管理運営の方法

処分制限の対象となる施設等を整備した事業実施主体及び助成対象者（以下「事業実施主体等」という。）は、整備した施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

4 財産管理台帳

処分制限の対象となる施設等を整備した事業実施主体等は、2に定める期間を経過するまでの間、財産管理台帳（様式第6号）を備え置くものとする。

5 事業名等の表示

本事業により整備した処分制限の対象となる施設等には、原則として本事業名等を表示するものとする。

6 災害の報告

事業実施主体等は、本事業により整備した処分制限の対象となる施設等が、2に定める期間内に災害を受けたときは、様式第9号により、速やかに所長等に報告しなければならない。

7 移管の報告

事業実施主体等は、本事業により整備した処分制限の対象となる施設等について移管を行ったときは、遅滞なく、様式第10号により所長等に届け出るものとする。

第11 その他

1 本事業はモデル事業であるため、農福連携の地域への波及・普及を目的とした現地視察会等について、県の要請があった場合には、その開催及び運営に必要な協力を行わなければならない。

2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

1 この要領は、平成30年8月9日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別記1 事業内容

第1 メニュー別基準

1 農福連携チャレンジ支援（ソフト事業）

事業実施主体	農福連携に取り組む計画である農業者又は農業者の組織する団体
補助対象	ア 消耗品購入費、修繕費、農業設備・機械等のレンタル料 イ 福祉事業所等に初めて農作業を委託する場合の委託費 なお、次の各号のいずれかに該当する経費は補助対象外とする。 （ア） 用地購入または賃貸にかかる経費 （イ） 光熱費等の経常的経費（維持管理費等） （ウ） 既存施設の解体撤去費 （エ） パソコンや軽トラック等汎用性の高い備品の導入経費 （オ） 機能向上を伴わない既存の設備等の更新（いわゆる単純更新）にかかる費用
要件	以下の要件をすべて満たすこと。 1 販売目的で農業生産活動を行っていること。 2 アの取組を実施する者については、障害者が直接かかわる作業に供するものであること。 3 事業実施主体が農業者の組織する団体等である場合は、受益者が3戸以上であること。
成果目標	以下のいずれかとする。 1 目標年度における障害者雇用人数1名以上増加 2 農作業委託により目標年度における障害者が農作業に従事する時間数10時間以上増加 ただし、補助対象に福祉事業所への農作業委託費を含む場合は、2とする。
補助率	ア 2分の1以内 イ 定額
補助額の上限	ア 25万円 イ 10万円

2 農福連携ステップアップ支援

(1) ハード事業

事業実施主体	前年度に農福連携に取り組んでいる認定農業者、認定新規就農者、農業者の組織する団体
補助対象	農機等の購入又はリース、トイレの整備に係る費用 なお、次の各号のいずれかに該当する経費は補助対象外とする。 (ア) 用地購入または賃貸にかかる経費 (イ) 光熱費等の経常的経費（維持管理費等） (ウ) 既存施設の解体撤去費 (エ) パソコンや軽トラック等汎用性の高い備品の導入経費 (オ) 機能向上を伴わない既存の設備等の更新（いわゆる単純更新）にかかる費用
要件	以下の要件をすべて満たすこと。 1 販売目的で農業生産活動を行っていること。 2 申請時点で以下のいずれかに該当すること。 (1) 障害者等を雇用していること。 (2) 事業実施前年度に、福祉事業所に対し農業生産に直接関連する作業を累計 20 時間以上委託していること。 (3) 事業実施主体が就労継続支援 B 型事業所である場合は、事業実施前年度に、障害者等がのべ 1,200 時間以上農作業に従事していること。 3 障害者が直接かかわる作業に供するものであること。
成果目標	以下のいずれかとする。 1 目標年度における障害者雇用人数 1 名以上増加 2 農作業委託により目標年度における障害者が農作業に従事する時間数 40 時間以上増加
補助率	2 分の 1 以内
補助額の上限	100 万円

(2) ソフト事業

事業実施主体	前年度に農福連携に取り組んでいる認定農業者、認定新規就農者、農業者の組織する団体
補助対象	生鮮食品及び観賞用の植物、加工食品におけるノウフク JAS の新規認証取得に係る経費
要件	以下の要件をすべて満たすこと。 1 販売目的で農業生産活動を行っていること。

	<p>2 申請時点で以下のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 障害者を雇用していること。</p> <p>(2) 事業実施前年度に、福祉事業所に対し農業生産に直接関連する作業を累計 20 時間以上委託していること。</p> <p>(3) 事業実施主体が就労継続支援 B 型事業所である場合は、事業実施前年度に、障害者等がのべ 1,200 時間以上農作業に従事していること。</p> <p>3 事業実施後、当該年度中にノウフク JAS を取得できる見込みであること。</p>
成果目標	ノウフク JAS を取得すること。
補助率	定額
補助額の上限	10 万円

別記2 予算配分方法

予算の配分方法は、以下のとおりとする。

第1 ポイントの算出

- 1 原則として、事業実施主体を構成する全ての事業取組者について別記2別表1に基づいて経営体のポイントを算出し、それを平均した値を事業計画のポイントとする。
- 2 さらに、別記2別表2に記載するポイントを加算することができる。

第2 予算の配分

- 1 要望があった事業計画を第1により算出したポイントの順に並べ、配分する予算の範囲内でポイントが上位の事業計画から順に要望する額を配分する。
- 2 1により配分した結果、最後の配分可能額が事業計画の要望額を下回る場合は、当該配分可能額を配分する。

別表1 (経営体のポイント算出基準)

項目	取組内容	ポイント数
障害者等労働時間	以下の計画により創出される障害者等の労働時間に応じてポイントを加算する。	
	150 時間以上	4
	100 時間以上 150 時間未満	3
	50 時間以上 100 時間未満	2
	10 時間以上 50 時間未満	1
費用対効果	費用対効果の値をポイントとする。ただし、2ポイントを上限とする。	費用対効果の値 (上限は2)
ノウフク JAS	ノウフク JAS を取得している場合	1
GAP	Global GAP、Asia GAP、JGAP のいずれかを取得している場合	1
農福連携技術支援者	計画提出時点で該当者が所属している場合	1
共同利用 (農業者の組織する 団体の取組に限る)	導入した施設又は機械を団体で共同使用する場合	1
労働環境整備	障害者等が利用できる休憩所、トイレのいずれか又はその両方を備えている場合	
	トイレ及び休憩所	3
	トイレのみ又は休憩所のみ	1

農福連携取組年数	以下の農福連携に継続して取組んでいる年数に応じてポイントを加算する。（委託も対象とする。）	
	3年以上実施	3
	2年以上実施	2
	1年以上実施	1
障害者等雇用	障害者等を雇用している場合	
	期間に定めのない雇用	2
	期間に定めのある雇用	1
地域協議会	地域協議会（構成員に市町村を含む協議会に限る）に加入している場合	1
地域計画の担い手に位置付けられた者	地域計画の担い手に位置付けられた経営体である場合	1
環境負荷低減	計画提出時点で有機 JAS、県特別栽培認証、エコファーマーのいずれかを取得している場合	
	有機 JAS	2
	県特別栽培認証	1
	ぐんまエコファーマー（旧制度含む）	1
認定農業者・認定新規就農者	認定農業者又は認定新規就農者である場合	1
チャレンジ	本事業の利用状況（ソフト事業等の多数の受益者がいる取組を除く）に応じてポイントを加算する。	
	過去4年間以上実施なし	4
	3年度前実施	3
	2年度前実施	2
	前年度実施	1
スマート農業	スマート農業技術を活用して農福連携に取り組む場合	1
農産物輸出	過去5年間で農産物輸出実績がある場合	1
中山間地域	中山間地域で農福連携に取り組む場合	1
遊休農地活用	遊休農地再生利用事業の活用により遊休農地を再生利用して農福連携に取り組む場合	1

農福連携環境整備支援モデル事業実施基準

- 1 補助事業は、実施計画に基づき、農福連携に関する推進計画の目標達成に必要な事業を総合的かつ効果的に実施するものとする。
- 2 地域の特性が生かされており、事業の目的・効果が明確な事業であること。
- 3 関連事業の進捗状況等に比較して著しく先行していないこと。
- 4 自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。
- 5 事業実施に当たっては、国庫補助事業等を積極的に取り入れ、本事業と有機的な連携のもとに地域の活性化を図るよう努めるものとする。特に、事業内容が国庫補助事業や他の補助制度の活用が可能な場合は、それらの制度をできるかぎり活用することとし、活用できない場合等に、本事業を実施するものとする。
- 6 他の事業（国庫補助事業を含む。）と物理的な連続性を確保して整備される事業（以下「合体の事業」という。）については、地域の自然的、社会的、経済的諸条件から合体の事業による必要が認められ、かつ、合体の事業によってもそれぞれの事業目的の達成が見込まれる場合には、補助の対象とすることができるものとする。
- 7 過去において実施した補助事業（ソフト・ハード）が計画に対し、適正に実施・運営されていること。
- 8 既存の機械・施設を廃棄して、その代替として同種、同規模及び同効用の機械・施設を導入・整備する場合（いわゆる更新）は補助の対象としないものとする。
- 9 事業実施地域内の関係者の合意形成が図られていること。
- 10 本事業は、県が補助事業者に直接補助金を交付する事業である。
- 11 過剰とみられるような施設及び機械の導入を排除する等、徹底した事業費の低減が図られるよう努めること。

1 2 補助事業費は、本県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、当該地域及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造、事業の規模等はそれぞれの目的に合致しているものとする。なお、事業費の低減を図るため適切と認められる場合は、直営施工を積極的に認めることとし、その場合において、当該直営施工に係る労務費並びに資材費及びその他必要な経費を補助の対象とすることができるものとする。

1 3 機械の導入にあたっては、「農業機械適正導入のてびき」を準用して、原則として受益面積に応じた能力を有するものとし、記載のない機械についても、これに準じた適正な能力、台数の導入とするものとする。

1 4 事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省消費・安全局長、生産局長通知）に基づき、整備した機械、施設を利用する農業者から、点検シートの提出を受けることなどにより、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

1 5 種苗、技術、販路等必要となるものを確保する見通しが立っていること。

1 6 以下の方法により費用対効果を算出すること。ただし、ソフト事業については、この限りではない。また、費用対効果が1未満の場合は、事業実施により経済的損失が生じるため、事業を実施しないこととする。

費用対効果計算式	【創出する雇用の時間】 × 【労働単価】 × 【耐用年数】 ÷ 【事業費】
----------	---------------------------------------

1 7 事業実施主体が農業者の組織する団体等である場合は、事業により導入した機械・施設等の管理規定及び利用規程が定められており、財産の管理方法が明確になっていること、若しくは、見込まれるものであること。

1 8 事業実施主体が認定農業者の場合は、市町村長等から認定を受けた農業経営改善計画書の写しを実施計画書に添付すること。

1 9 事業実施主体が認定新規就農者の場合は、市町村長から認定を受けた就農計画書の写しを実施計画書に添付すること。

2 0 補助対象となる機械、施設は、原則として耐用年数が5年以上のものとする。機械については、新品に比べ同程度の能力等を有する中古機械を補助の対象とすることができる

るものとする。ただし、この場合補助の対象とする機械は、原則として、残存耐用年数が2年以上のものとする。

2 1 機械・施設をリースする事業について事業実施主体が農業協同組合である場合は、本事業により導入した機械・施設について、事業実施主体と当該機械・施設を利用する農業者（以下「利用者」という。）との間のリース契約を締結する事業（リースする事業）を次の要件を満たすことにより実施できるものとする。

- (1) リース契約の対象は、事業実施主体が当該機械・施設の利用計画及び障害者の作業計画を作成し、その計画に基づいた機械・施設であり、適切な規模であると農業事務所長（以下、「所長」という。）（県域団体の場合は、知事。）が認めた機械・施設等であること。
- (2) 受益戸数は、3戸以上であること。
- (3) リース料は、「事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該機械・施設の耐用年数＋年間管理費」以下であること。
- (4) 事業実施主体が、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及びメンテナンスについて責任をもって実施するものであること。
- (5) 利用者は、機械・施設の利用について責任をもって行い、災害等により当該機械・施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものであること。
- (6) 事業実施主体と利用者との間において、リースの目的、期間、利用料、利用料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記されたリース契約を締結するものであること。なお、事業実施主体は、リース契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることの無いよう留意するものとする。

2 2 環境負荷低減の取組について、以下を行うこと。

- (1) 事業実施主体は、「環境負荷低減のチェックシート」（様式第8号）の各取組について、可能な限り記載し実施計画書に添付すること。
- (2) (1)の内容は、下記の対応に代えることができる。
 - ア JGAP等の第三者認証GAPの認証取得者は、認証書の写しの添付に代えることができるものとする。その場合、「みどりの食料システム戦略の理解・関係法令の遵守」の周知を図るため、各市町村等は「チェックシート解説書（農林水産省作成）」を事業実施主体へ配布することとする。
 - イ 国庫補助事業及び「環境負荷低減のチェックシート」の提出を要件とする県単独事業においてすでに「環境負荷低減のチェックシート」を作成している場合、その写しの添付に代えることができるものとする。